

4月から年金制度が改正

4月1日、年金制度改正法が施行され、年金制度の一部が改正されました。主な改正内容をお知らせします。

繰り下げ受給の上限年齢引き上げ

老齢年金を66歳以降に受給開始(繰り下げ受給)する場合、年金額は65歳から繰り下げた月数によって、1月当たり0.7%増額します。

これまで、繰り下げの上限年齢は70歳(最大42%増額)でしたが、4月から75歳(最大84%増額)に引き上げられます。

3月31日時点で、70歳に達していない人(昭和27年4月2日以降生まれの人)か老齢年金の受給権を取得した日から5年を経過していない人(受給権発生日が平成29年4月1日以降の人)が対象となります。

繰り上げ受給の減額率見直し

老齢年金を65歳前に受給開始(繰り上げ受給)する場合、年金額は繰り上げ請求をした月から65歳到達月の前月までの月数によって、1月当たり0.5%減額(最大30%)していましたが、4月から1月当たり0.4%減額(最大24%)に変更されます。

3月31日時点で、60歳に達していない人(昭和37年4月2日以降生まれの人)が対象となります。

国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切り替え

4月1日以降、国民年金制度または被用者年金制度に初めて加入する人には、「年金手帳」の代わりに「基礎年金番号通知書」が発行されます。

すでに年金手帳を持っている人は、引き続き利用できますので、大切に保管してください。年金手帳を紛失した場合は、申請により「基礎年金番号通知書」が発行されます。

☎ 健康保険課 保険年金係 ☎ 286 - 3113
熊本東年金事務所 ☎ 367 - 2503

国民年金保険料について(納付額の変更と学生納付特例制度)

4月からの国民年金保険料

月額 16,590円

納付方法

納付書による納付の他、口座振り替えやクレジットカード、電子納付で納付することもできます。

免除/猶予制度

どうしても保険料が支払えない場合には、免除制度があります。本人/配偶者/世帯主の前年の所得に応じて、全部または一部の保険料が免除される場合があります。

また、所得の低い学生や50歳未満の人のための納付猶予制度もあります。詳しくは、お問い合わせください。

学生納付特例制度

所得が低い学生は、申請によって在学中の保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。令和4年度の申請受け付けは、4月1日からです。

昨年度この制度により猶予され、令和4年度も引き続き在学予定の人には、4月上旬、日本年金機構から「国民年金保険料学生納付特例申請書」のはがきが届きますので、それを返送することにより申請できます。

申請に必要なもの

在学期間がわかる学生証(コピー可)か4月以降に交付された在学証明書原本



☎ 健康保険課 保険年金係 ☎ 286 - 3113
熊本東年金事務所 ☎ 367 - 8144